

相山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準

平成27年大規準第11号

平成27年9月15日制定

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 不正防止のための体制（第4条－第9条）
- 第3章 告発の受付（第10条－第12条）
- 第4章 関係者の取扱い（第13条－第16条）
- 第5章 事案の調査（第17条－第30条）
- 第6章 不正行為等の認定（第31条－第38条）
- 第7章 措置及び処分（第39条－第43条）
- 第8章 雑則（第44条－第45条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規準は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、相山女学園大学（以下「本学」という。）において行う研究活動における不正行為（以下「研究活動における不正行為」という。）の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規準において、「研究活動」とは、競争的研究資金をはじめとする学外から獲得した研究費及び本学が配分する研究費により行われる全ての研究活動をいう。

2 この規準において、「研究者」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

3 この規準において、「研究活動における不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

（1）研究活動における特定不正行為

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（2）前号以外の研究活動における不正行為

ア 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿

イ 論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサiership

（3）前2号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

4 この規準において、「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れるため、研究を妨害するため等、被告発者に何らかの不利益を与えることを目的とする告発をいう。

（研究者の責務）

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法 等に関する研修等を必要に応じて受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間、管理方法等については、別に定める。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、研究活動における不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応について最終的な責任及び権限を有する者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応について全体を統括する責任及び権限を有する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 学部及び研究科に、研究者の研究倫理の向上に関し研究倫理教育責任者を置き、学部長及び研究科長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、所属する全ての研究者を対象に研究倫理教育を定期的実施しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、前項の実施状況について統括管理責任者に報告しなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、当該学部又は研究科の学生に対して、研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

第7条 本学に、研究活動における不正行為の防止、不正行為に係る事案の調査等のため、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。

(倫理委員会の組織)

第8条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 研究倫理教育責任者

(3) その他最高管理責任者が必要と認めた者

2 倫理委員会に委員長（以下「倫理委員長」という。）を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(倫理委員会の職務)

第9条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 研究倫理についての研修・教育の企画及び実施に関する事項

(2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項

(3) 研究活動における不正行為に係る事案の調査に関する事項

(4) その他研究倫理に関する事項

第3章 告発の受付

(告発窓口)

第10条 学内外からの研究活動における不正行為に関する告発、情報提供又は相談の受付窓口（以下「告発窓口」という。）を企画課に置く。

2 告発窓口は、次の業務を行う。

(1) 研究活動における不正行為に係る告発、情報提供又は相談の受付

(2) 研究活動における不正行為に関し提供された情報の整理

(告発の受付)

第11条 告発は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談で行うことができる。

2 告発は、原則として顕名により行われ、研究活動における不正行為を行ったとする者、不正行為の態様等の事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されてなければならない。

3 匿名による告発については、告発窓口は、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかにその内容を最高管理責任者に報告するものとする。

5 告発窓口は、告発が郵送による場合など、当該告発が受け付けられたか否かを告発者が知り得ない場合は、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けたか否かを報告する。

6 新聞などの報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により研究活動における不正行為の疑いを指摘された場合は、第3項の匿名による告発に準じて取り扱うこととする。

(相談の受付)

第12条 告発の相談は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談で行うことができる。

2 告発窓口は、研究活動における不正行為が行われようとしている、又は研究活動における不正行為を求められている等の相談を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

- 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、当該不正行為に関係する者に対して警告を行うものとする。

第4章 関係者の取扱い

(守秘義務)

- 第13条 この規準の実施に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を十分尊重するとともに、告発窓口担当者、委員会の委員その他調査に関わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(協力義務)

- 第14条 研究活動における不正行為の告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(告発者の保護)

- 第15条 本学に所属する全ての者は、告発者に対し、単に告発したこと及び告発に基づいて行われた調査に協力したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、単に告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化、差別待遇等が起きないようにするために、必要な措置を講じなければならない。

(被告発者の保護)

- 第16条 本学に所属する全ての者は、被告発者に対し、単に告発されたことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 事案の調査

(他の研究機関との合同調査)

- 第17条 本学の研究者に対して他の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合等において、他の研究機関と合同で調査することができる。

(予備調査)

- 第18条 最高管理責任者は、第11条の告発があった場合は、倫理委員会に予備調査の実施を命じる。

(予備調査委員会)

- 第19条 倫理委員会は、予備調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、倫理委員長が倫理委員会の議を経て指名する。
3 前項の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
4 予備調査委員会の委員長は、第2項の委員のうちから倫理委員長が指名する。

(予備調査の実施)

- 第20条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、本調査の実施可能性等について予備調査を行う。

- 2 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、告発者からの事情聴取又は告発に係る書面に基づき調査し、必要に応じて被告発者に対して事情聴取を行うことができる。

(予備調査結果の報告及び通知)

- 第21条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から30日以内に予備調査の結果を倫理委員会に報告しなければならない。

- 2 倫理委員会は、前項の報告に基づき、研究活動における不正行為の存在の可能性を判定し、本調査実施の可否を最高管理責任者に報告する。
3 最高管理責任者は、本調査実施の可否を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。
4 倫理委員会は、研究活動における不正行為の存在が認められない場合には、告発者及び被告発者（ただし、前条第2項の規定により事情聴取を行った者に限る。）に通知しなければならない。

(予備調査に関する不服申立て)

- 第22条 告発者は、前条の通知に対し、正当な理由がある場合、1回に限り、不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、通知を受けた日から7日以内に、書面により、倫理委員長に対して行わなければならない。
3 倫理委員会は、不服申立てが妥当であると判断した場合は、本調査実施の可否について再検討する。
4 前項において、予備調査委員会は、再度予備調査を行うことができる。
5 前項の予備調査は、必要に応じて、委員の交代、追加又は除外を行うものとする。

(本調査)

- 第23条 最高管理責任者は、予備調査により研究活動における不正行為の存在の可能性が認められた場合、本調査の実施を決定する。

- 2 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

(調査委員会)

第24条 最高管理責任者は、本調査をするため、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 倫理委員長又はその指名した倫理委員会の委員 1名
 - (2) 倫理委員長が倫理委員会の議を経て指名した有識者 2名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 1名
- 4 前項の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。

(本調査の通知)

第25条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して、調査委員会委員に関する異議申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第26条 調査委員会は、本調査実施の決定があった日から30日以内に本調査を開始する。

- 2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査、関係者への事情聴取等の方法により、本調査を行う。
- 3 調査委員会は、被告発者に対し、弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法により再現性を示すことを求めた場合又は被告発者が自らの意思によりそれを申し出た場合は、再実験等に要する期間及び機会、機器の使用等を保障するものとする。

(本調査の対象)

第27条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第28条 予備調査及び本調査の実施に当たっては、告発された事案に係る研究活動に関して証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるものとする。

(本調査の中間報告)

第29条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を提出しなければならない。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第30条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第31条 調査委員会は、本調査を開始した日から150日以内に、第26条第5項の本調査の結果に基づき、研究活動における不正行為の有無、不正行為の内容、当該不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等その他必要な事項を認定する。

- 2 調査委員会は、研究活動における不正行為が行われなかったと認定した場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行う。この場合において、当該認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第32条 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

（本調査結果の報告及び通知）

第33条 調査委員会は、速やかに、本調査の結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者及び倫理委員会に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、本調査の結果を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、本調査の結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

（本調査結果に関する不服申立て）

第34条 研究活動における不正行為が行われたと認定された被告発者又は告発が悪意であると認定された告発者は、前条第2項の通知に対し、正当な理由がある場合、1回に限り、不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、通知を受けた日から14日以内に、書面により、調査委員会に対して行わなければならない。

- 3 調査委員会は、研究活動における不正行為が行われたと認定された被告発者から不服申立てがあった場合は、告発者にその旨を通知し、告発が悪意であると認定された告発者から不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者にその旨を通知する。

- 4 調査委員会は、再調査実施の可否について決定し、告発者及び被告発者に結果を通知する。

- 5 最高管理責任者は、不服申立てがあったこと、不服申立ての却下及び再調査実施の決定について、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

（再調査）

第35条 前条の不服申立てについて、再調査実施の決定をした場合、再調査は、調査委員会が行う。この場合において、最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会の委員の交代、追加又は除外を行うものとし、新たな調査委員は、第24条第2項及び第4項に準じて指名するとともに、第25条各項に準じた手続きを行う。

- 2 研究活動における不正行為と認定された被告発者の異議申立ての再調査を実施する場合、本調査の結果を覆すに足る資料等の提出及び再調査への協力を求め、協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。

（再認定）

第36条 調査委員会は、再調査を開始した日から50日以内に、前条第3項の再調査の結果に基づき、本調査の結果を覆す可否か決定する。

（再調査結果の報告及び通知）

第37条 調査委員会は、再調査の結果（再認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者及び倫理委員会に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、再調査の結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

- 3 調査委員会は、速やかに、再調査の結果を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

- 4 告発者及び被告発者は、再調査の結果に対して異議を申し立てることはできない。

（調査結果の公表）

第38条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為又は悪意に基づく告発が明らかになった場合は、速やかに、本調査の結果及び再調査の結果（以下「調査結果」という。）を公表しなければならない。

- 2 前項における公表内容は、研究者氏名・所属、研究活動における不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容を含むものとする。

- 3 最高管理責任者は、研究活動における不正行為の存在が認められない場合は、調査結果を公表しない。ただし、調査内容が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

第7章 措置及び処分

（本調査中における一時的措置）

第39条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、認定までの間、当該研究に関わる研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る資金配分機関又は関係省庁から、被告発者の該当する研究費の支給停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

第40条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為に関与したと認定された者、研究活動における不正行為と認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定

された者に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(措置)

第41条 最高管理責任者は、本学の研究者による研究活動における不正行為が明らかになった場合は、当該論文等の取下げを勧告する。

2 最高管理責任者は、本学の研究者以外の者による研究活動における不正行為又は悪意に基づく告発が明らかになった場合は、速やかにその者の所属機関等に通知する。

3 最高管理責任者は、調査の結果、研究活動における不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者に対し研究活動への支障、名誉毀損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(懲戒)

第42条 本学の研究者による研究活動における不正行為又は悪意に基づく告発が明らかになった場合は、学校法人椋山女学園就業規則(昭和52年規程第1号)その他関係諸規程により懲戒を行うことができる。

(是正措置)

第43条 本学の研究者による研究活動における不正行為が明らかになった場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかには正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の是正措置等の内容を該当する当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

第8章 雑則

(庶務)

第44条 研究活動における不正行為の防止に関する庶務は総務課、事案の調査に関する庶務は企画課において処理する。

(疑義の裁定)

第45条 この規準の施行に疑義が生じたときは、ガイドラインに則り、学長が決定する。

附 則

この規準は、平成27年9月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年大規準第9号)

この規準は、令和2年9月15日から施行する。

附 則 (令和3年大規準第10号)

この規準は、令和3年5月18日から施行する。

附 則 (令和4年大規準第1号)

この規準は、令和4年2月15日から施行する。

附 則 (令和4年大規準第13号)

この規準は、令和4年11月15日から施行する。

附 則 (令和7年大規準第1号)

この規準は、令和7年4月1日から施行する。